

金利
引下げ!

©よりぞう

暮らし応援
キャンペーン2024JAネットローン
マイカーローン

JA住宅ローンをご利用中のお客さま

変動
年1.60% 保証料込

上記以外のお客さま

変動 年1.65% 保証料込

JAネットローン
教育ローン

JA住宅ローンをご利用中のお客さま

証書型

保証料込

変動
年1.50%

カード型

保証料込

変動
年3.05%

上記以外のお客さま

証書型

保証料込

変動 年1.55%

カード型

保証料込

変動 年3.10%

※金利および対象となるお客さまは、JAによって異なる場合がございます。

対象商品	① JAマイカーローン ② JA教育ローン(証書型) ③ JA教育ローン(カード型)
キャンペーン期間	2024年1月1日(月)～4月30日(火)
対象となるお客さま	①期間中、新たにマイカーローン・教育ローン(証書型・カード型)をインターネットからお申込み。 ②JAバンクアプリにご登録。(チラシ右下の二次元バーコードからダウンロードいただけます) ③期間中にお申込みを受付し2024年5月31日(金)までにご契約、または2023年12月31日(日)以前にお申込みを受付し2024年1月1日(月)から2024年5月31日(金)までにご契約。
【注意事項】	1.ローンのお借入の際は、JAが出資金をお預りする場合がございます。2.ローンのご利用にあたっては、JAが指定する保証機関の審査が必要です。審査の結果によってはお客様のご希望に添えない場合がございます。3.繰上返済や返済条件を変更する場合は、JA所定の手数料が必要となります。4.ローン商品の詳しい内容については、店頭で説明書をご用意しております。また、店頭にて返済額の試算を承っております。5.下記の通常金利は、金利引下げ条件を満たした場合の最下限です。条件につきましては、JA窓口までお問い合わせください(店頭にも掲示しております)。また、本キャンペーンによる引下げ後の金利(通常金利から0.15%または0.10%の引き下げ)は、通常金利における金利引下げ条件を満たし、かつキャンペーンの対象となるお客さまの場合の最下限です。6.ご記入内容に漏れ等がある場合には、無効となる場合がございます。また、金利引下げにかかる取引を中途解約した場合には、本キャンペーンによる金利の引下げを中止する可能性があります。7.対象商品および金利内容は予告なしに変更する場合やJAにより異なる場合がございます。8.土日祝日については、一部営業していない店舗がございます。9.詳しくはお取り扱いのJA窓口までお問い合わせください。

ネットローン	マイカーローン	教育ローン(証書型)	教育ローン(カード型)
お借入期間	6か月以上10年以内	6か月以上15年以内	—
お借入金額 ご契約金額	10万円以上 1,000万円以内	10万円以上 1,000万円以内	10万円以上 700万円以内
通常金利	1.75%～1.90%	1.65%～2.65%	3.20%～4.20%

いつでも、どこでも、手軽で便利



JAネットローン

JAバンクのローンを仮申込み
できます。

24時間365日受付

手続き簡単



JAバンクアプリ

いつでも口座残高のチェック
や明細の照会ができます。

残高照会

入出金明細照会

投信残高照会



アプリのサービス画面から、JAネットバンクにアクセスできます。

振込や税金・公共料金払込等
さまざまな取引ができます。

振込・払込

ローン繰上返済

カードローン



「投信残高照会」「定期貯金」「ローン繰上返済」「カードローン」は、JAによってお取扱いできない場合や、一部機能に制限を設けている場合、対象商品・条件が異なる場合があります。

商品概要説明書

教育ローン（カード型C）

（2023年10月1日現在）

商品名	教育ローン（カード型C）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○地区内に在住または在勤の方。○お借入時の年齢が満18歳以上65歳未満の方。○継続して安定した収入のある方。○教育施設（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専門学校・予備校・短期大学・大学・大学院とする。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方、もしくはご本人。○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全てのご資金（例）①教育施設へ支払う入学料、授業料、学費。②アパートの家賃等。
契約金額	○10万円以上700万円以内、10万円単位とします。
契約期間	<ul style="list-style-type: none">○ご契約日から1年後の応答日の属する月の5日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当J Aがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満65歳の誕生日以降は契約更新は行いません。○新規貸越可能期間は、対象のご子弟またはご本人の卒業年度末日までとします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○変動金利とします。○お借入利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月、7月、10月および1月の利息決算日（約定返済日）から適用利率を変更いたします。○お借入利率には、年1.35%の保証料を含みます。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○新規貸越可能期間は、利息のみをご返済いただき、新規貸越可能期間終了後は、元金および利息をご返済いただきます。○約定返済 毎月5日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度額）に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的な返済額は次のとおりです。

	契約金額（借入極度額）	約定返済金額（元金+利息）
	10万円以上 70万円以下	1万円+利息
	80万円以上 150万円以下	2万円+利息
	160万円以上 230万円以下	3万円+利息
	240万円以上 300万円以下	4万円+利息
	310万円以上 380万円以下	5万円+利息
	390万円以上 460万円以下	6万円+利息
	470万円以上 530万円以下	7万円+利息
	540万円以上 610万円以下	8万円+利息
	620万円以上 690万円以下	9万円+利息
700万円	10万円+利息	
	<p>○任意返済</p> <p>毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>	
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。	
担保	○不要です。	
保証人	○当JAが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。	
手数料	<p>○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0225-22-1110）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>利用者からの直接申し立てを可能としている弁護士会</p> <p>・東京弁護士会紛争解決センター（電話 03-3581-0031）</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・第一東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3595-8588） ・第二東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3581-2249） <p>J Aバンク相談所を通じての利用となる弁護士会 仙台弁護士会紛争解決支援センター （J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、2,200 円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A いしのまき